

令和6年度 第1回富山市民営化対象保育所等及び引受法人選考委員会 議事録

- 1 開会（午前10時から）
- 2 こども家庭部長あいさつ
- 3 富山市民営化対象保育所等及び引受法人選考委員会に関する規定について説明
定足数（委員の過半数、5人）の確認。全員出席
- 4 議事
 - （1）委員長の選出（宮田委員を委員長に選出）
 - （2）諮問（古川部長から宮田委員長に諮問書を渡す）
 - （3）委員長職務代理者の指名（委員長より若山委員を指名）
 - （4）「富山市附属機関設置条例」及び「富山市民営化対象保育所及び引受法人選考委員会運営要綱」の一部改正について

【事務局から説明】

・これまでは市立保育所のみを対象に民営化の審議を行ってきたが、市立幼保連携型認定こども園についても審議を行えるよう令和5年6月議会において富山市付属機関設置条例の改正を行っている。これに伴い、所掌事務に市立幼保連携型認定こども園を加え、附属機関の名称を「富山市民営化対象保育所等及び引受法人選考委員会」に改めた。

・この条例改正に合わせて、富山市民営化対象保育所及び引受法人選考委員会運営要綱の改正を行い、要綱の名称の変更、所掌事務に市立幼保連携型認定こども園を加えた。

- （5）保育所民営化のこれまでの状況について

【事務局から説明】

・平成15年度の針原保育所から令和5年度の堀川保育所まで28か所を民営化してきている。

- （6）協議事項「民営化対象保育所の選定基準の一部改正について」

【事務局から説明】

諮問①

・市立の幼保連携型認定こども園について民営化を検討できるよう、新たな基準を設ける。

・民営化保育所及び認定こども園を選定するにあたり、民営化後も事業を安定的に継続して運営していくためには、利用が多い保育利用（2号・3号）の児童の確保が重要である。

・具体的な選定基準については民営化対象保育所等選定基準（案）のとおり

諮問②

・市有地を活用し、施設整備とその後の保育所運営を引受法人が一体的に行える基準を設ける。

- ・近年は市が改築した施設から民営化対象保育所を選定しているが、令和2年度に上飯野地内の市有地を活用し、公募により選ばれた民間事業者が新たに保育施設を整備した事例がある。
- ・改築前に民営化の引受法人を決定することで、その法人の特色を生かした施設整備と事業展開を行うことができる。
- ・具体的な選定基準については民営化対象保育所等選定基準（案）のとおり

【意見・質疑応答】

委 員	民営化対象保育所等選定基準（案）の配置について「市内における公立保育所及び公立認定こども園の配置を考慮する」とあるが、抽象的な表現であり何を考慮するのか。
事務局	公立の保育所または幼保連携型認定こども園を民営化すると、地域全体を見たときにその地域から公立施設が全くなくなってしまいうなど、公立と私立のバランスが全体的に悪くならないよう考慮するということである。
委員長	ある一定程度の公私のバランスが必要だということであるが、具体的な基準は決められないので抽象的な表現になっているということである。
委 員	公私のバランスは、この選考委員会で審査するのか。
委員長	民営化対象保育所等を選定することも、この選考委員会の役割である。今後、具体的に民営化施設を選定する際には、市全体の公私のバランスや検討対象となる地域の状況等も踏まえて、議論していくことになる。
委 員	「市有地活用による民営化」とあるが、これからこの手法で民営化していくということか、現在の民営化と併用していくのか。
事務局	併用していく。
委 員	基準（案）の敷地に保育所等を整備するための市有地があるということが条件だが、民営化する時に必ず市有地が周辺にあるということがあるのか。
事務局	現在具体的に検討しているところはないが、もし対象保育所等を検討する時に、市有地が確保できた場合は、このような手法も一つとして検討できるように、今回基準を改正するものである。
委 員	市有地が確保できなかった場合は、これまでの手法でやるということか。
事務局	そのとおりである。
委 員	仮に市有地がある場合には、既存の民営化対象保育所で保育をしながら、市有地で新しい施設を整備していくイメージなのか。

事務局	そのとおりである。そしてタイミングを見ながら引継ぎを行い、新しい施設ができた後に園児がそのまま新しい施設に移るイメージである。
委員	「市有地活用による民営化」では、引受法人は柔軟に動けると思うが、引受法人に確実に保育が引き継がれるのか。法人の財政状況が悪化して保育が提供できなくなるなど考えられるが。
事務局	公募する際に条件を提示するが、その段階で入所している園児は全員、民営化後も受け入れてもらうのが前提となる。
委員長	引受法人を選定する際に、財務状況や安定的な運営に対する法人の姿勢なども踏まえて検討していくことになると思う。 「市有地活用による民営化」で、改築中に保育の引継ぎを行うということは、改築前の市立保育所に法人の職員が行き、子どもたちの様子を見ながら引継ぎを行うということか。
事務局	改築中から現在の市立保育所に引受法人の保育士等に来てもらい、保育の内容や子どもたちの様子等について引継ぎを行う。また、民営化後３年間は、市の職員（保育士）を派遣するということも引き続き行う。
委員	選定基準の建物で「残存耐用年数が３０年以上の鉄筋コンクリート造」とあるが、残存年数を満たしていることと、地域的に子どもの人数が多いことが一致するといった施設は市内にいくつもあるのか。
事務局	「定員が９０人以上」が要件となっており、市立の保育所等で（選定基準の要件である）定員９０人以上の施設は限られている。この場で具体的な施設等については申し上げられないが、今回は、市立の認定こども園を設置してきたという経緯もあることから、民営化を検討できる基準を設けるということで理解いただきたい。
委員	改築前の市立保育所で引継ぎをしても、新しい施設に移ったときに子どもたちの様子が全く一緒とはならないと思うので、そのようなことも踏まえて、十分検討していく必要がある。
委員	「市有地活用による民営化」の基準案に、現行の基準にあるような建物要件がないが、建物の安全性の点など不安を感じる。
事務局	今までの民営化では、土地は市有地を無償貸し付け、建物は市の建物を無償譲渡している。このため、現行基準には、安定的な運営といった視点から、ある程度耐用年数が残っている建物を民営化対象とするため、建物要件が設けられている。委員ご指摘の安全性など不十分な建物が建てられないかという懸念について

は、建築確認等で確保されるものと考えている。

委員長 会議資料にあるのは、あくまで民営化対象保育所等を選定するための基準であり、民営化引受法人を選考するための基準も別に定められている。引受法人を選定する際には、保育内容の他、法人の状況、また「市有地活用による民営化」では、どのような保育環境を作ろうと考えているかということも審査対象になると考えられる。

委員 保育所については地域にとって欠かすことのできない施設であり、ありがたいと感じている。基準には「90人以上」とあるが、最低数というか、下のほうの取り決めのようなものがあればよいと思う。保育所で「子どもが少なくなる中で、いつまで施設が続くか」といった不安げ声も聞くので検討いただきたい。

事務局 公立施設としてやっていくべきところもあると思うので、市としてしっかり取り組んでいきたい。

委員 「市有地活用による民営化」の場合、引受法人が法人の意向で施設を建設するということであったが、市の意向は入るのか、完全に法人に任せるのか。

事務局 基本的には、法人に任せることになる。

委員 そうすると、必要な機能を備えていない施設が整備される恐れがないか、市が確認する手段等はあるのか。

事務局 保育所等の認可を受けるための基準があるので、その基準を満たしていただければ良いと考えている。

委員 幼保連携型認定こども園となると認定こども園法になってくると思うが、将来的に、この委員会では公立幼稚園の民営化も対象となるのか。

事務局 公立の幼稚園の在り方については教育委員会で決定されるものと考えている。

委員 施設を建設するにあたり、国の補助制度が活用できるとあるが、他に補助制度はないのか。あえて国の補助制度と書いているのはなぜか。

事務局 富山市が市立として施設整備を行う場合には、国の補助対象とされないが、私立保育施設の整備には国の補助が活用できる。

委員 木造耐用年数が24年となっており、基準では「残存耐用年数が15年の木造」となっている。10年後には修繕等が必要になってくるので短いのではないかと感じる。

事務局 例えば今後、具体的に木造の保育所を民営化するといった際には、そのような視点からも議論いただきたいと思う。

委員長	引受法人も施設の老朽化に備えて運営しており、大規模修繕についても様々な補助制度の活用もあるかと思う。
委 員	市が設計建築すると4年、民間だと2年ほどで完成するのはなぜか。
事務局	予算の平準化があると考えられるが、市が設計から建築までを行う場合には、基本設計で1年、実施設計で1年、工事で2年かかっているのが現状である。
委 員	設計について、市で保育に適した施設かどうか確認する必要があると考えるが。
事務局	例えば、「市有地活用による民営化」の引受法人を選考する際に、どのような建物の整備を考えているのか説明してもらうことも考えている。
委員長	選考する際は、どのような施設を整備するかといったことも含めて審査することになるだろう。あくまでも保育の実施責任は市にあり、民間に委託して実施している。私立が運営しても富山市で責任をもって取り組んでいくものと考えている。

【委員長による採決】

- ・民営化対象保育所の選定基準の一部改正について原案どおり承認する。
- ・今回の内容を踏まえ、委員長に答申書の作成を一任することで各委員が了承。

(7) 今後の事務日程

【事務局から説明】

- ・令和6年11月下旬から12月上旬をめどに答申案を事務局でとりまとめ、委員長に確認をしていただいた後で答申を行う。
- ・令和6年11月に富山市民営化保育所等運営協議会（西田地方、豊田、堀川）を開催する。

5 閉会（11時15分）